

2 . 河川整備計画の目標に関する事項

2.1 計画対象区間及び計画対象期間

河川整備計画対象区間は、尾崎川水系内の広島県管理区間とします。

河川整備計画対象期間は、概ね 30 年とします。

2.2 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関しては、尾崎川沿川地域において、既往最大規模の降雨により発生すると想定される洪水氾濫から浸水被害を防御することとします。

また、想定される規模を超える洪水が発生した際の被害を最小限に抑えるため、関係機関や沿川住民と連携し、情報伝達方法、警戒避難体制等の整備を図ります。

2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、沿川住民に悪臭などの不快感を生じないよう「日常生活において不快を感じない程度」である水質環境基準の E 類型相当 (B O D = 10mg/l 以下) の水質を目標とし、その流量の確保を図り、水質の改善や動植物の生息・生育環境の向上等、良好な水環境の形成に努めます。

2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、周辺住民の生活環境やメダカなど動植物の生息・生育環境等に配慮し、関係機関等と協力しながら水質改善に努めるものとします。また、尾崎川の環境面での現状と課題について、広く地域住民に広報し、水質改善に関する協力等、河川愛護活動の啓発・促進を図りながら、今後の整備と利活用について検討していきます。